

岡山県公報		発行 岡山県	目次
			
目次		担当課（室）	
【告示】		指導監査課	
○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格等の基準の一部改正 （県例規集登載）		危機管理課	
○ 令和七年度自衛官第六次募集（一般曹候補生）		指導監査課	
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定		〃	
○ 〃		治山課	
○ 保安林の指定予定		建築指導課	
○ 指定確認検査機関の指定		〃	
【公告】		経営支援課	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧		〃	
○ 公共測量の実施		監理課	
○ 〃		〃	
○ 公共測量の終了		建築指導課	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了			
【人事委員会】		人事委員会	
○ 令和七年度岡山県職員A採用試験（技術・秋）の実施			
【選挙管理委員会】		選挙管理委員会	
○ ポスター掲示場に関する規程の一部改正 （県例規集登載）		〃	
○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数			

◎岡山県告示第四百二十四号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼
保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例に基づく幼保連携
型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格等の基準（平成二十六年岡山県告示第
五百十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第四条第六号ク中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

附 則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。

令和7年9月9日 岡山県公報 第12734号

◎岡山県告示第四百二十五号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の令和七年度募集の要領は、次のとおりである。

令和七年九月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

一般曹候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

1 日本国籍を有しない者

2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者

3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 受付期間

令和七年九月十六日から同年十一月二十一日まで

四 採用試験種目

1 第一次試験 筆記試験及び適性検査（WEB試験）

2 第二次試験 口述試験及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 第一次試験 令和七年十一月三十日から同年十二月二日までの間で、受験者の任意の時間

2 第二次試験 令和八年一月十日又は同月十一日のうち指定する一日

七 試験場

1 第一次試験 受験者の任意の場所（スマートフォン、PC等を使用し通信環境を有する場所）

2 第二次試験

(1) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

(2) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

(3) 右記のほか設定する場合がある。

八 採用予定時期

令和八年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六―二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六―四二二―七三三八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六―二二―二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六―二二四―二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama>

◎岡山県告示第四百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和七年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
- 1 名称
- 2 所在地
- 2 赤磐市日古木七六六一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- 1 名称
- 2 岸本建設株式会社
- 2 主たる事務所の所在地
- 2 岡山市北区今五丁目五番一六号
- 三 指定年月日
- 3 令和七年九月一日
- 四 事業所番号
- 4 三三一一三〇〇三三三
- 五 サービスの種類
- 5 共生型生活介護

◎岡山県告示第四百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和七年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 マヤファームB
 - 2 所在地 和気郡和気町本一五九番地一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 特定非営利活動法人ネオクリエーション
 - 2 主たる事務所の所在地 岡山市東区瀬戸町二日市一三六番地三
- 三 指定年月日 令和七年九月一日
- 四 事業所番号 三三一二三〇〇一七五
- 五 サービスの種類 就労継続支援B型

◎岡山県告示第四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和七年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

津山市加茂町塔中字宮谷二八五、字穴畠二九五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮谷二八五・字穴畠二九五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第六条の二第一項及び第七条の二第一項の規定により、指定確認検査機関として次の者を指定する。

令和七年九月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 指定番号
岡山県知事第一号
- 二 名称
岡山県建築住宅センター株式会社
- 三 住所
岡山市北区北長瀬表町三丁目一七番二四号
- 四 指定の区分
建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第十五条各号に掲げる区分
- 五 業務区域
岡山県の全域
- 六 確認検査の業務を行う事務所の所在地
岡山市北区北長瀬表町三丁目一七番二四号
- 七 指定をした日
令和七年八月二十八日
- 八 指定の有効期間
令和七年九月一日から五年間

〔四一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年九月九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ビジターセンターやかげ

所在地 小田郡矢掛町里山田九五二番地一四ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 矢掛町

住所 小田郡矢掛町矢掛三〇一八番地

代表者の氏名 町長 山岡 敦

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社ベルカディア

住所 大阪府大阪市西区新町二丁目二番二号

代表者の氏名 代表取締役 辰野 勇

(2) 名称 晴れの国岡山農業協同組合

住所 倉敷市玉島八島一五一〇番地一

代表者の氏名 代表取締役 内藤 敏男

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和八年四月二十五日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百九十九平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 八十台

(2) 駐車場の収容台数 十五台

(3) 荷さばき施設の面積 三十六平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 六・九立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後九時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 四箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後九時まで

二 届出年月日

令和七年八月二十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年九月九日から令和八年一月九日まで
縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び矢掛町産業観光課並びに岡山県産業労働部経営
支援課ホームページ

〔四一二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年九月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山市東区水門町 地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和七年八月二十八日から 同年十月三十一日まで	測 量 期 間

〔四一三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

笠岡市横島及び入江地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和七年九月一日から同年十一月十三日まで	測量期間

〔四一四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年九月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

瀬戸内市邑久町庄 田 地 内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和七年七月三十一日	終 了 年 月 日

〔四一五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年九月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久代字八田部四六〇八番三、四六〇八番四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社三三番地一ミヤテラス一〇三

内藤 昂一

高杉 幸子

三 許可年月日及び許可番号

令和七年六月二十日岡山県指令建指第四八号

◎岡山県人事委員会公示第十一号

令和七年度岡山県職員A採用試験（技術・秋）を次のとおり実施する。

令和七年九月九日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主 な 勤 務 先 及 び 職 務 内 容
環 境	若干名	知事部局（本庁、県民局等）において、環境等に関する専門的業務に従事する。
農 業	五名程度	知事部局（本庁、県民局、農林水産総合センター等）において、農作物の生産振興、農業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。
土 木	十名程度	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
農業土木	五名程度	知事部局（本庁、県民局等）において、農地農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
畜 産	若干名	知事部局（本庁、県民局等）において、家畜及び畜産物の生産振興、畜産に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。
林 業	五名程度	知事部局（本庁、県民局等）において、治山事業等に関する企画、設計及び施工管理、林業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。
電 気	若干名	知事部局（本庁、出先事務所等）又は企業局（本局、発電総合管理事務所、工業用水道事務所等）において、電気設備、通信設備等に関する企画、設計及び施工管理並びに電気設備、通信設備等の運転、保守管理等の専門的業務に従事する。なお、勤務場所によっては、深夜勤務、交替制勤務等の変則的な勤務を伴う場合がある。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 昭和六十年四月二日から平成十六年四月一日までに生まれた者
(2) 平成十六年四月二日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和八年三月三十一日までに卒業見込みの者

イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者
2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者
- (3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

- (1) 基礎能力検査
言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力について択一式による試験を行う。

- (2) 性格検査
性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

- (1) 択一式の専門試験（試験区分（環境、土木、電気））
試験区分ごとに、それぞれ次の出題分野から択一式による筆記試験を行う。

試験区分	出題分野
環境	数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工等
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等

- (2) 記述式の専門試験（試験区分（農業、農業土木、畜産、林業））
試験区分ごとに、それぞれ次の出題分野から専門性、表現力、理解力、構成力、企画力等について専門用語説明試験及び論文試験を行う。

試験区分	出題分野
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、農業経済一般等
農業土木	農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農学一般等

畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般等
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む）、林業工学、林産一般、砂防工学等

- (3) 口述試験
第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。
試験の期日及び試験会場
1 第一次試験

試験の期日		試験会場	
令和七年十月十四日（火曜日）から同月二十八日（火曜日）までのうち受験者が選択する日	基礎能力検査	テストセンター（リアル会場又はオンライン会場）のうち受験者が選択する会場	
	性格検査	自宅等（電子計算機等（インターネット）を利用することができるものであって、岡山県人事委員会が指定するものに限る。）を使用することができる場所	

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和七年十一月二十日（木曜日）から同年十二月四日（木曜日）までのうち指定する日（第一次試験の合格者に対して、岡山県人事委員会事務局のホームページにて指定する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

- 五 合格者の発表
岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、第二次試験の合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和七年十一月五日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和七年十二月中旬	合格者の受験番号

- 六 採用及び採用後の給与
1 採用
(1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。

(2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和八年四月一日とする。

2 給与

(1) 令和七年四月採用者（大学新卒者）の給料月額は、二三二、一〇〇円である。なお、職務経歴等のある場合は、この額に一定の基準で算出された額が加算される。

(2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

試験を受けようとする者は、令和七年九月九日（火曜日）から同月三十日（火曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込みの入力事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に登載された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものと認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県選管告示第八十号

ポスター掲示場に関する規程（昭和五十七年岡山県選管告示第四十八号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

第六条第一項中「第四百四十三条第一項第四号の三及び第五号」を「第四百四十三条第一項第五号」に改め、「岡山県議会の議員の選挙については、同項第四号の三のポスターを除く。」を削る。

附 則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

◎岡山県選管告示第八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和七年九月九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕 一

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三〇、四八三

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九〇、五一七

三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八三、六八六	高梁市	七、三五八
岡山市中区	三九、八一六	新見市	七、四六四
岡山市東区	二五、四〇〇	備前市・和気郡	一二、四八五
岡山市南区	四五、三四三	瀬戸内市	一〇、一一〇
倉敷市・都窪郡	一三三、四三二	赤磐市	一一、七二一
津山市・苫田郡・勝田郡	三四、一二五	真庭市・真庭郡	一一、七四八
玉野市	一五、五一二	美作市・英田郡	七、四一三
笠岡市	一二、五〇六	浅口市・浅口郡	一二、二一五
井原市・小田郡	一四、〇五四	久米郡	四、八四〇
総社市	一八、七二二		